愛西市介護予防・生活支援サービス等に関する Q&A(平成 28 年 5 月 24 日事業者説明会版)

No	サービス 種別等	質問	回答
1	訪問	訪問介護相当サービスと訪問型サービス A の振り分け基準	訪問介護相当サービスは、身体介護が必要な方、訪問型サー
		を教えてください。	ビスAは、身体介護が必要でない方(生活援助のみ)という
		訪問介護(現行相当)と訪問型サービス A (緩和した基準)	振り分けになります。援助内容は、介護保険制度における現
		の生活援助の違いはどのようになっていますか。	行の「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」における「生活
			援助」と同じです。
2	訪問	身体介護が必要ない方はすべて訪問型サービス A に移行さ	身体介護を必要とされていない方は、訪問型サービス A に移
		れるのでしょうか。	行します。
3	訪問	要介護認定で「非該当」と判定された人へのホームヘルパー	平成29年4月より介護予防・生活支援サービスの訪問型サ
		派遣についての事業はどうなりますか。	ービスで対応します。(基本チェックリストを行い、事業対
			象者となった方が利用できます。)
4	訪問	初回加算はどのような時につきますか。	新規の要支援1・2と新規の事業対象者には初回加算がつき
			ます。総合事業への移行により要支援1・2が事業対象者に
			対象区分が変わっただけでは、初回加算はつきません。他は、
			介護保険制度のおける現行の「訪問介護」及び「介護予防訪
			問介護」における「初回加算」と同じです。
5	通所	通所介護と介護予防通所介護の場合、定員に総合事業対象の	通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスとの
		方は、この利用定員に含まれますか。	合算で定員を定めます。通所型サービス A の人数はこの定員
		総合事業の対象者は、通所介護と介護予防通所介護の利用定	に含まれません。
		員に含まれますか。	

6	通所	通所介護相当サービスにおいて、二次予防事業は廃止で良い	二次予防事業(運動器の機能向上事業)は廃止し、通所型サ
		か。	ービス A を利用していただきます。
7	通所	通所型サービスAを実施する場合、単価が現行の8割のため	通所型サービスAのサービス提供時間は、短縮は可能です。
		サービス提供時間の短縮は可能ですか。	ただし、1回2時間以上のサービスを行ってください。
8	通所	通所型サービスAに関して、市は時間帯の制限をしますか。	時間帯の制限はしません。
9	通所	1日のデイサービスと半日のデイサービスでは、報酬単位数	1日デイサービス・半日のデイサービスともに報酬単位は変
		は変わりますか。	わりません。
10	通所	要介護者の利用者と何らかの区別を考えなければ、現状のま	通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスとの
		までは実施できないと思いますが、よろしいでしょうか。	合算で定員を定めますので、通所型サービス A の定員とは別
			です。
			通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービスと一
			体的に実施することは可能です。その場合も基準があります
			ので、「愛西市の通所型サービスの基準」をご確認ください。
11	訪問·通所	総合事業の指定を受けた後、処遇改善加算の届け出は愛西市	平成29年度は、訪問介護相当サービス・通所介護相当サー
		に提出が必要ですか。(県には届け出済み)	ビスを行うみなし指定(平成27年3月31日までに指定を
			受けていた事業所) の事業所は所管の福祉相談センターに届
			け出ることで、市への書類の提出は不要となります。平成2
			7年4月1日以降に開設した事業所や訪問型・通所型サービ
			スAの指定を受ける事業所は市への書類(県に提出している
			ものの複写)の届け出が必要となります。
12	訪問·通所	請求について	現行の介護予防給付と同様に、審査支払に関して国保連合会
			を利用します。請求にあたっては給付管理票の作成が必要で
			す。

13	訪問·通所	総合事業は、地域密着型ではないということですか。	地域密着型ではありません。愛西市以外の事業所も市の訪問
			型・通所型サービスAの指定を受けることができます。
14	訪問·通所	愛西市の事業所が他市町村の要支援者を総合事業として受	平成29年度は、訪問介護相当サービス・通所介護相当サー
		け入れるには、他市町村へ指定申請をして受け入れられると	ビスを行うみなし指定(平成27年3月31日までに指定を
		理解して良いですか。	受けていた事業所) の事業所は、改めて指定申請をする必要
			はありません。(みなし指定を受けていない事業所は他市町
			村に指定申請が必要) 他市町村の緩和した基準によるサービ
			スを提供する場合は、それぞれの市町村に申請が必要なた
			め、問い合わせをしてください。